

平成30年5月28日  
海事局安全政策課

**国際海事機関（IMO）において、  
自動運航船の国際ルール策定に向けた議論が開始されました**  
～国際海事機関（IMO）第99回海上安全委員会\*（MSC 99）の開催結果概要～

平成30年5月16日～25日にIMOのMSC 99が開催され、自動運航船の国際ルール策定に向けた議論が開始されました。自動運航船の定義や自動化のレベルの暫定案が合意され、次回会合（平成30年12月）までの間にメールベースの通信部会を通じて国際ルールの改正事項を明確にする作業を加速することが合意されました。

また、委員会に先だって我が国主催の国際ワークショップを行い、我が国の考え方のアピールや各国の情報共有が進み、MSC 99での議論の円滑な進行に寄与しました。

### 1. 背景

交通政策審議会海事分科会の海事イノベーション部会では、2025年の自動運航船実用化に向け、技術開発と基準・制度の構築に関するロードマップの検討が行われており、その中で我が国がIMOにおける自動運航船の国際ルールに関する議論をリードしていくこととされています。

### 2. 自動運航船に関する国際ワークショップの開催（5月14日）

これを受け、国土交通省海事局は、IMO、海上技術安全研究所及び（一財）日本船舶技術研究協会の協力を得て、MSC 99の開催に先立ち、平成30年5月14日、IMO本部において国際ワークショップを開催しました。各国から約250人が参加し、自動運航船の実用化に向けた各国の取り組みの情報交換等を行うとともに、技術の発展段階に応じて規則の改正等を検討する我が国の考え方に対する共通理解を醸成するための議論が行われました。その結果、IMOにおいて各国の技術開発動向に関する情報を共有し、当該動向を踏まえて安全規制の議論を行う必要があること等が総括されました。

### 3. MSC 99の審議結果（5月16日～25日）

#### （1）自動運航船関係

今回の会合では、自動運航船の国際ルールの策定に向けた検討が開始されました。自動運航船の定義や自動化のレベルの暫定案が合意され、これら自動化のレベルに応じて改正等が必要となる国際ルールについて検討するため、次回会合（平成30年12月）までの間に通信部会を設置し、メールベースで検討を加速することが合意されました。

#### （2）その他

このほか、ヨット、漁船等SOLAS条約が適用されない船舶が極水域を航行するための安全対策の検討開始決定、海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS）の海上移動衛星サービスとしてイリジウム衛星システムの認証等が行われました（詳細別紙）。

※ 船舶の構造・設備、危険物の取扱い、海上の安全に関する手続、人的要因、その他海上の安全に直接影響のある事項を審議し、関連する国際条約の採択、改正及び各国への通報、条約の実施を促進する措置の検討等を実施する委員会

問い合わせ先 代表：03-5253-8111

海事局安全政策課船舶安全基準室

森（内線 43-561）、野間（内線 43-566）、<sup>うさだ</sup>宇貞（内線 43-567）

直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

## 国際海事機関（IMO）第 99 回海上安全委員会（MSC 99）における審議結果の詳細

### 1. 自動運航船の国際ルール策定

#### （1）背景

現在、我が国をはじめ世界各国において進歩の著しい情報通信技術を活用した自動運航船の実用化に向けた取り組み※が進行中です。しかしながら、現行の安全基準を、新技術が多く活用される自動運航船にそのまま適用することは必ずしも適切ではないとの国際的理解から、2017年6月の前回会合において我が国等は、現行の基準の改正の要否、新たに必要となる基準等についての検討開始を提案し、今回の会合より、自動運航船の安全に関する検討が開始されることとなりました。

※ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、自動運航船については、2025の実用化を目標として必要な研究開発、国際基準の策定等の取り組みを進めることとされています。また、交通政策審議会海事分科会第6回海事イノベーション部会（3月28日開催）において、自動運航船の2025年実用化に向けたロードマップ案が提示され、自動運航船の円滑かつ早期実用化の観点から、IMOにおける国際ルールの策定に関して取り組んで行く方針が示されました。

#### （2）国際ワークショップの開催

日本は、自動運航船の基準策定に係る国際的な議論を促進・主導するため、国際海事機関（IMO）、海上技術安全研究所及び（一財）日本船舶技術研究協会の協力を得て、今回の会合に先立って5月14日にIMO本部において国際ワークショップを開催しました。ワークショップには、約250人の参加者が集まり、IMO事務局長のキータック・リム氏（右写真）が開会スピーチを行いました。また、株式会社三井造船昭島研究所（日本）、Kongsberg社（ノルウェー）、



Rolls-Royce社（英国）及び株式会社MTI（日本）（発表順）から各社が実施している自動運航船プロジェクトの概要及び今後の予定等が発表されたほか、当省は、自動運航船の技術の進歩に合わせて国際ルールを段階的に検討することの必要性等を発表しました。さらに、IMOでの国際ルール作りにどのように取り組んでいくべきか等を討議するパネルディスカッションが行われ、加速する技術の開発動向を踏まえて安全規制の議論を行う必要があること、今後もIMOにおいて各国の開発動向に関する情報を共有する場を設けることが有益であること等が総括されました。



#### （3）委員会での審議の結果

委員会での審議の結果、自動運航船を実現するために必要となる現行基準の改正や、新たな基準の策定等の検討を進めるにあたり、暫定的に自動運航船の定義や自動化のレベルが定められました。さらに、今回の会合では、自動化のレベルに対応して改正等が必要となる安

全基準について会期間にも整理・検討を進めるため、有志国が参加するメールベースの通信部会の設置が決まりました。

## 2. 極水域を航行するヨット、漁船等の安全対策

### (1) 背景

極水域を航行する船舶の安全・環境上のリスクを軽減するため、SOLAS条約適用船舶（国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船等）に対して、低温等極水域特有の事情を勘案した上乗せ要件を規定した極水域コード（ポーラーコード）が2017年1月1日に発効しました。さらに、ヨット、漁船等のSOLAS条約が適用されない船舶についても極水域において事故や捜索救助の対象となる事例が発生していることから、これら船舶に対して必要な安全措置を講じる必要があるということが2017年6月に開催された前回会合において決定されており、今回の会合から検討が開始されました。

### (2) 審議の結果

極水域を航行するヨット、漁船等のSOLAS条約が適用されない船舶について安全対策を講じるため、来年2月に開催予定の第6回船舶設計・建造小委員会（SDC 6）において、非強制のガイダンスを策定するための検討を行うことが合意されました。

## 3. GMDSSの衛星サービスに関する審議

### (1) 背景

海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS）のサービスを実施するためにはIMOでGMDSS海上移動衛星サービスとしての認証が必要となることから、2016年に開催された第3回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR 3）よりイリジウム衛星システムの評価が行われてきました。本年2月に開催されたNCSR 5において、イリジウム衛星システムをGMDSS海上移動衛星サービスとして認証するか議論されましたが、合意に至らず今回の会合で再検討することとされていました。

### (2) 審議の結果

イリジウム衛星システムをGMDSS海上移動衛星サービスとして認証することが合意され、GMDSS海上移動衛星サービスに認証するためのMSC決議が採択されました。今後は、2020年1月からのサービス開始に向けて、システム構築や端末の開発が進められます。